

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆さまへ

中小企業庁 平成 30 年度第 2 次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

申請相談・事業支援計画書等交付のご案内

大阪商工会議所 中小企業振興部

大阪商工会議所は、大阪市内の小規模事業者の方々を対象に、支部にて標記補助金への応募申請のご相談と申請に必要な「事業支援計画書」などの交付を承ります。

同補助金への申請をお考えの大阪市内の小規模事業者の皆さまは、各地域の支部へ **令和元年 6 月 5 日（水）** までにご相談ください。

◇ **淀川、東淀川、西淀川、北、福島区の事業者の方**

北支部 大阪市北区西天満 5-1-1 ザ・セヤマビル 3 階

☎ 06-6130-5112

アクセス・地図 <https://www.osaka.cci.or.jp/s/map/kita.html>

◇ **都島、旭、城東、鶴見、東成、生野区の事業者の方**

東支部 大阪市都島区東野田町 4-6-22 ニッセイ京橋ビル 2 階

☎ 06-6358-6111

アクセス・地図 <https://www.osaka.cci.or.jp/s/map/higashi.html>

◇ **中央区の事業者の方**

中央支部 大阪市中央区本町橋 2 - 8 大阪商工会議所ビル 2 階

☎ 06-6944-6433

アクセス・地図 <https://www.osaka.cci.or.jp/s/map/chuo.html>

◇ **此花、西、港、大正、浪速、西成区の事業者の方**

西支部 大阪市西区立売堀 4-2-21 銀泉阿波座ビル 1 階

☎ 06-6539-1666

アクセス・地図 <https://www.osaka.cci.or.jp/s/map/nishi.html>

◇ **天王寺、阿倍野、東住吉、平野、住之江、住吉区の事業者の方**

南支部 大阪市天王寺区堀越町 13-18 銀泉天王寺ビル 5 階

☎ 06-6771-2211

アクセス・地図 <https://www.osaka.cci.or.jp/s/map/minami.html>

※大阪市外の事業者の方は、最寄りの商工会・商工会議所へお問い合わせください。

中小企業庁 平成 30 年度第 2 次補正予算事業 小規模事業者持続化補助金

公募要領や申請書式など詳細につきましては、日本商工会議所（補助金事務局）のウェブサイトをご覧ください。

<https://h30.jizokukahojokin.info/>

- 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し 50 万円を上限に補助金（補助率：2/3）が出ます。
 - 1) ①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買い物弱者対策事業を行う事業者は、100 万円が上限になります。
 - 2) 複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。 *連携小規模事業者数によります。
- 計画の作成や販路開拓の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。

《対象となる取り組みの例》

- ① 広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
 - ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置
- ② 集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ 商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施
 - ・3D プリンターを導入し、新商品の開発
 - ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発
- ⑤ IT を活用した広報や業務効率化
 - ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20 人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20 人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

※実施期間は交付決定通知受領後から令和元年 12 月 31 日（火）まで。

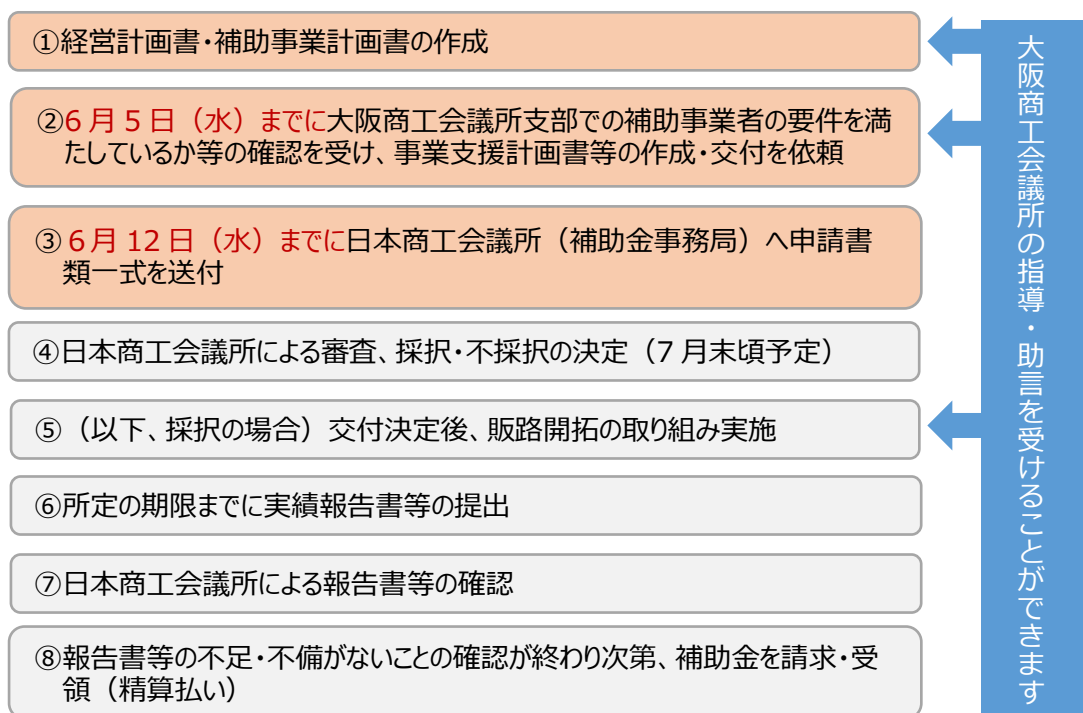
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円（①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買い物弱者対策の取り組みは上限100万円）
 - * 同一または異なる商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ（大阪市内の事業者の方々）



※本補助金には採択審査があり、全ての申請者が採択されるものではありません。審査については公募要領をご覧ください。

※「買い物弱者対策の取組」を申請しようとする場合は、取り組みを行う地域の市区役所・町村役場が発行する「推薦書」が必要です。

※創業支援等事業の支援を受けた事業者として補助限度額の引き上げを希望する事業者は、セミナー等実施元の市区町村が交付する「確認書」が必要です。

※事業承継加点の付与を希望する場合は、事業承継診断票（大阪商工会議所が作成・交付）も必要です。

日本商工会議所（補助金事務局 ☎03-6447-2389）への申請書類送付締め切り

令和元年6月12日（水）【当日消印有効】